

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に收容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

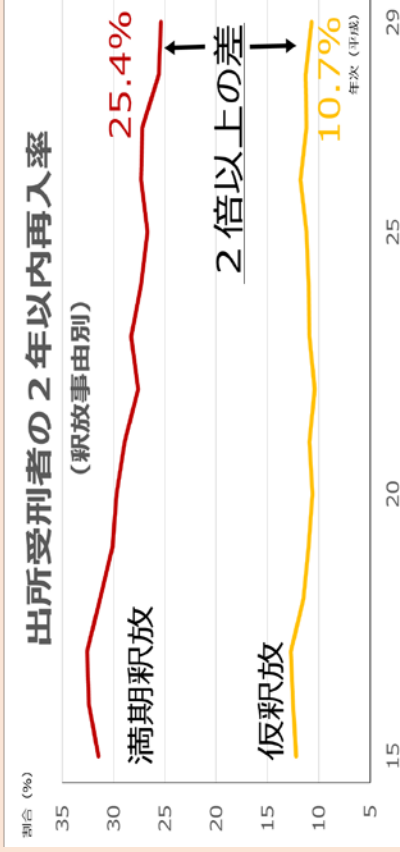


政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定、計画期間：平成30年度～令和4年度）に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

1 満期釈放者対策の充実強化

(1) 現状と課題



⇒出所受刑者の2年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者の2倍以上の差があり、全体を16%以下にするという政府目標を確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不可欠

(2) 成果目標

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少
 ※ 2,726人（直近5年間の平均）
 →2,000人以下に減少

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

2 地方公共団体との連携強化の推進

(1) 現状と課題

- 再犯防止の取組を進める地方公共団体が増えつつあり、こうした動きを更に促進していく必要がある。
- 再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を策定した地方公共団体は一部にとどまっている。

(2) 成果目標

令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援
 ※ 策定団体数：22団体（R1.10.1現在）

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
- 地方公共団体における実施体制の構築のための必要な支援

3 民間協力者の活動の促進

(1) 現状と課題

- 民間協力者の求められる役割や活動範囲が広がり、国による支援を一層強化する必要がある。
- 財政上の問題から、民間協力者による再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくない。

(2) 現状の課題に対応した主な具体的取組

- 保護司等民間協力者に対する継続的支援の充実強化
- 民間資金等を活用した再犯防止活動の促進

NEWS 88

～地方再犯防止推進計画策定状況～四国版

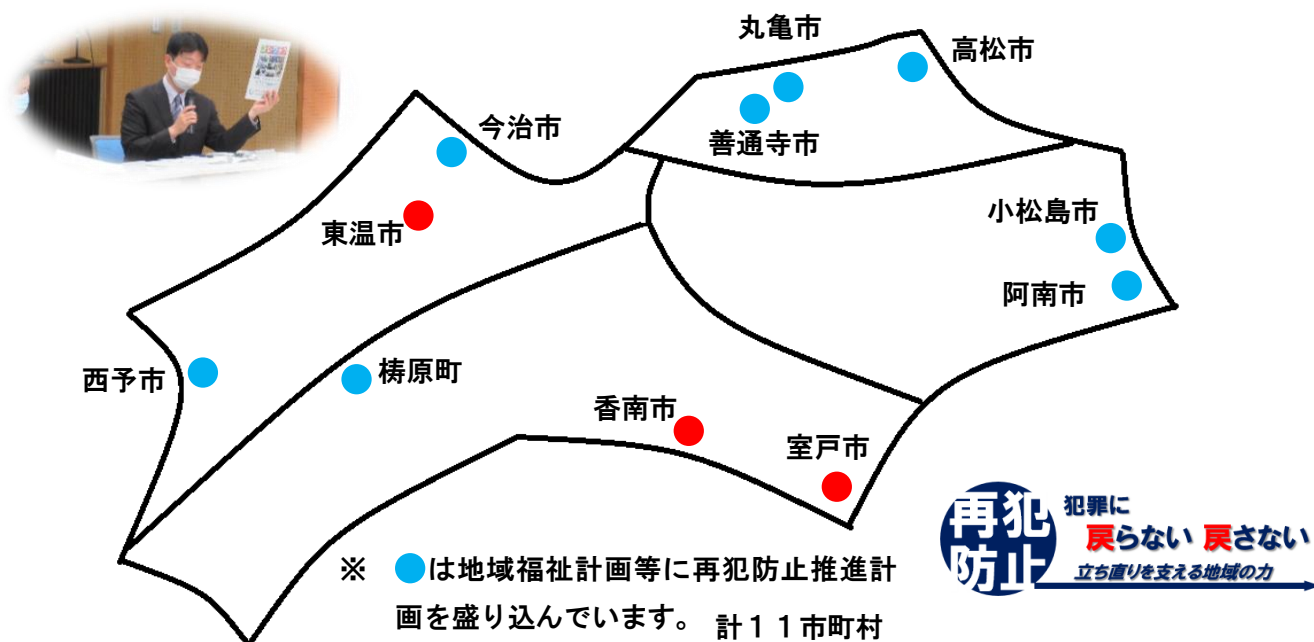
平成28年12月に成立、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」に基づき、「地方再犯防止推進計画」を策定する四国内の各県・市町村が増えています。

県では、本年3月に香川県が「香川県再犯防止推進計画」を策定したことにより、四国4県全てに地方再犯防止推進計画が策定されました。

- ・高知県 高知県再犯防止推進計画（R1年度～R5年度）
- ・愛媛県 愛媛県再犯防止推進計画（R2年度～R5年度）
- ・徳島県 徳島県再犯防止推進計画（R2年度～R6年度）
- ・香川県 香川県再犯防止推進計画（R3年度～R7年度）



市町村でも、計画策定が進んでおり、令和3年4月15日時点で策定を公表している地方自治体は、下図のとおりです。



また、徳島市や松山市、高知市など、現在、地方再犯防止推進計画の策定を進めている市町村も数多くあります。

当課は、四国内の全市町村の地方再犯防止推進計画の策定を目指しており、市町村の要望に応じて、情報提供や計画策定に関する助言等の支援を行っていますので、皆様のご理解・ご協力を是非よろしくお願いいたします。また、策定に当たってお困り事など、何かございましたら、下記問合せ先までご連絡下さい。

今回は、「そもそも『地方再犯防止推進計画』ってなんだ？」という声にお答えすべく、「地方再犯防止推進計画」について説明します！

【問合せ先】

法務省高松矯正管区更生支援企画課

〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎

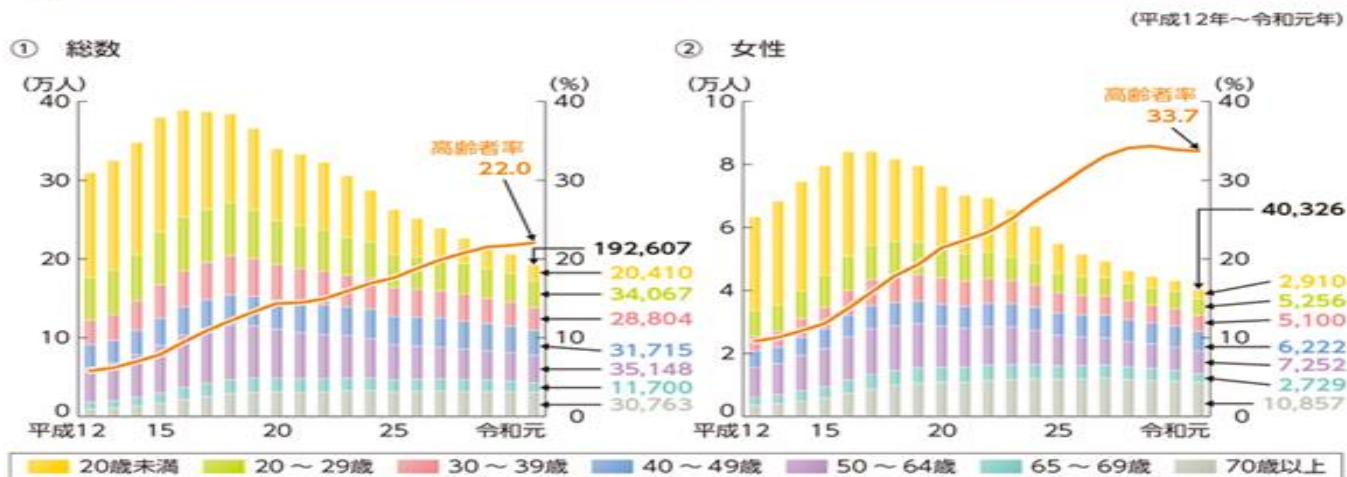
TEL: 087-822-4460

高齢受刑者の状況について (令和2年版犯罪白書から)

高松矯正管区 成人矯正調整官

1 犯罪の動向

4-7-1-1 刑法犯 検挙人員（年齢層別）・高齢者率の推移（総数・女性別）



注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
2 犯行時の年齢による。
3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
4 「高齢者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。

(総数)

- ・高齢者検挙人員はH20年にピーク（48,805人），以降高止まり（H28年以降減少傾向）
⇒ R1年の高齢者検挙人員は42,463人（前年比5.1%減）
- ・70歳以上の者はH23年以降高齢者検挙人員の65%以上を占める
⇒ R1年は高齢者検挙人員の72.4%（30,763人）
- ★高齢者率はH28年以降20%を上回り，R1年は22%となる

(女性)

- ・女性高齢者検挙人員はH24年にピーク（16,503人），以降高止まり（H28年以降減少傾向）
⇒ R1年の女性高齢者検挙人員は13,586人（前年比7.0%減）
- ・70歳以上の女性はH23年以降女性高齢者検挙人員の70%を超える
⇒ R1年は女性高齢者検挙人員の79.9%（10,857人）
- ★女性高齢者率はH29年に34.3%に達し，以降低下傾向にあるが，R1年33.7%

2 刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（男女別）

4-7-1-3 刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（男女別）

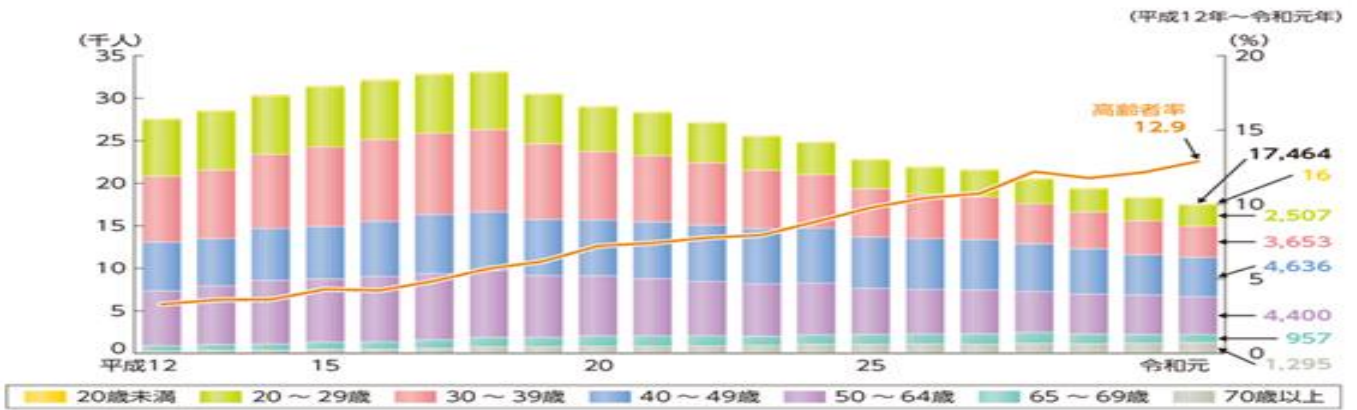


注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。
3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
4 () 内は、人員である。

- ・R1における高齢者の刑法犯検挙人員の罪名別構成比を男女別に示したもの
- ・全年齢層と比べて，高齢者では窃盗の割合が高い
⇒ ★特に女性高齢者の90%が窃盗であり，万引きが80%と顕著に高い

3 年齢別層別の入所受刑者人員・高齢者率の推移

4-7-2-2図 入所受刑者の人員（年齢層別）・高齢者率の推移



注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。ただし、平成15年以降は、不定期刑の受刑者については、入所時に20歳以上であっても、判決時に19歳であった者を、20歳未満に計上している。
 3 「高齢者率」は、入所受刑者総数に占める高齢者の比率をいう。

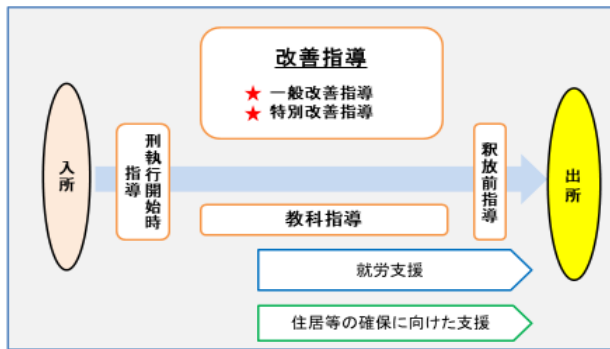
(全体)

- ・ 高齢受刑者の人員は増加傾向にあり、R1年は2,252人（前年比1.4%増）である
 - ⇒ H12年と比べて約2.5倍増加
 - ⇒ 70歳以上の入所受刑者人員の増加が顕著であり、H12年と比べて4.8倍増加
- ・ 高齢者率は上昇傾向にあり、R1年は12.9%である

4 刑事施設における高齢受刑者の処遇について

刑事施設入所から出所までの矯正指導の流れ

(令和2年版再犯防止推進白書から)



(一般改善指導とは)
 犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するために必要な知識生活態度を習得させるための指導

(特別改善指導とは)
 改善更生や円滑な社会復帰に支障を来す受刑者の個別の事情を改善するために行う指導
 (薬物依存離脱・暴力団離脱・性犯罪再犯防止・被害者の視点・交通安全・就労支援)



【いきいき体操】歩行訓練の様子【写真提供：西条刑務所】

(高齢受刑者への働き掛け)
 改善指導の中で、受刑中の機能低下を防ぐために地方公共団体等の関係機関から作業療法士等を派遣いただき、高齢受刑者に必要な指導を展開している。

また、刑事施設では、社会福祉士、介護専門スタッフ、就労支援専門スタッフ等の高齢受刑者が円滑に社会復帰するために専門職員を配置して社会復帰支援を行っている。

さらに、地方公共団体等から認知症サポーター養成研修等の講師を招へいし、刑事施設職員に対して認知症に関する正しい知識や情報を得るための研修が進められている。



社会復帰へのステップを、雇用が支える。

コレワーク

0120-29-5089

(★再犯防止に向けて)
 再犯防止には居場所（住居）と出番（就労）が不可欠であるが、高齢受刑者にとってはどちらもハードルが高い。地域社会の中で生活を送ることになる高齢受刑者への支援を！

出典：法務省資料による。